

特定施設入居者生活介護事業所
介護予防特定施設入居者生活介護事業所
運営規程

社会福祉法人
向陽会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人向陽会が設置運営するサービス付高齢者向け住宅アーク向陽（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護事業及び介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所に入居する要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、サービス計画に基づき、利用者が当該事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他、日常生活上の支援及び機能訓練及び療養上のお世話を行う。

2 安定かつ継続的な事業運営に努める。

3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 : アーク向陽

(2) 所在地 : 福井市定正1丁目1325番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 : 1人（看護多機能 向陽管理者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 : 1人（介護職員と兼務）

生活相談員は、利用者またはその家族等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

(3) 看護職員 : 1人

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(4) 介護職員 : 3人以上（看護多機能 向陽介護職員と兼務）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

(5) 計画作成担当者 : 1人（看護多機能 向陽の介護支援専門員と兼務）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、サービス計画を作成する。

(6) 機能訓練指導員 : 1人

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(7) 事業所において従事する看護師及び介護士の区別は社員証等の携帯により明確にする。

(利用者の定員)

第5条 事業所の提供する特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの利用定員は10名とし、居室は10部屋とする。

(入居手続き等)

第6条 事業所はサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族等に対し、事業所の運営規程の概要、サービスを提供する従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業所はサービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および有効期間を確認する。さらに、認定審査会の意見の記載があるときは、その趣旨および内容に沿ってサービスの提供を行う。

(利用者に提供するサービスの内容)

第7条 利用者に提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排せつの自立援助
- (3) 離床、更衣、整容その他日常生活上の世話（支援）
- (4) 食事の提供および栄養管理
- (5) 生活動作の改善または維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 利用者及びその家族等に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等サービスの提供

(利用料その他の費用)

第8条 事業所が提供する当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示より計算した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合）とする。※詳しくは別紙料金表参照。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、利用者及びその家族等から別に定める特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護重要事項説明書に掲げる費用の支払いを受けることができる。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族等に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

4 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として前項の費用の内容および金額を変更することがある。

5 前項の変更を行う場合は、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

6 前項の費用の支払いは、事業所指定の方法により、指定期日までに受ける。

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの提供を受けるときは、従業者の指示に従い、安全の確保に努めるとともに、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
- (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為および言動をしないこと。
- (3) 火災防止に努め、管理上支障のある物を持ち込まないこと。
- (4) サービス内容について苦情、相談および意見があるときはいつでも申し出ること。
- (5) サービス内容について事実と反することを故意に言いふらさないこと。

(6) その他、管理者が管理上支障があると認めた事項。

(守秘義務等)

第10条 従業者または従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者にあった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(事故発生の防止および発生時の対応、損害賠償)

第11条 事業所は、事故の発生または、その再発を防止するため、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者及びその家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 事業所は、利用者及びその家族等に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

5 利用者及びその家族等が事業所及びその設備等に損害を与えた場合には、現状復帰または損害を賠償する責を負う。

(勤務体制の確保)

第12条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、従業者の勤務体制を定め、サービスの提供は当該従業者によって行う。

2 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設ける。

(非常災害対策)

第13条 事業所で火災および地震等の災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難誘導を行い、更に火災の場合は、従業者により初期消火に努めることとする。

2 管理者は、災害に対する対処方法、避難経路および協力機関との連携を確認し、防災計画に基づき定期的に避難訓練その他必要な訓練を行う。更に災害発生時は、避難その他の指揮をする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理)

第14条 事業所は、サービスの提供に使用する機器備品類を清潔に保持し、適宜消毒を施し、常に衛生管理に留意する。更に従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

2 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時の対応)

第15条 従業者は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

（利益供与の禁止）

第16条 事業所および従業者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。また、当該事業所からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第17条 事業所は、苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を置く。

2 事業所は、利用者及びその家族等からの苦情に関して市町、その他関係機関が行う調査に協力するとともに、市町その他関係機関から指導・助言を受けたときは迅速に改善を行う。

（身体拘束）

第18条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

2 事業者は、管理者等で構成する処遇委員会を中心に、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討する。

3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

4 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族にできる限り詳細に説明する。

5 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

（虐待防止に関する事項）

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（記録の整備）

第21条 事業所は、本事業を行うため、利用申込書、個別記録およびサービス計画、利用料収納簿、

その他必要な記録を整備しその完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要ならびに従業者の勤務体制、協力医療機関及び利用料その他のサービス選択に関する重要事項を掲示しておく。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当法人の理事長と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。